三　本省庁の局長等の官職　国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長（各省に置かれるものに限る。）並びに検事総長及び次長検事の官職並びにこれらに準ずる官職として人事院が定めるものをいう。

四　本省庁の部長等の官職　本省庁に属する官職のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事が占める官職で本省庁の局長等の官職以外のものをいう。

五　本省庁の局庁等　本省庁に置かれる組織のうち、国家行政組織法第三条第三項に規定する庁、同法第七条第一項に規定する官房及び局並びに同条第七項に規定する委員会の事務局並びにこれらに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。

第六条第一項第一号中「本省庁に属する官職のうち指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職（以下「本省庁の局長等の官職」という。）」を「本省庁の局長等の官職」に改め、同項第三号中「本省庁の局長等の官職」の下に「、本省庁の部長等の官職」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「本省庁の局長等の官職」の下に「及び本省庁の部長等の官職」を加え、「本省庁の局等（本省庁に置かれる組織のうち官房、局又は部（官房又は局に置かれる部を除く。）その他これらに準ずる組織をいう。第九条第一項において同じ。）」を「本省庁の局庁等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　本省庁の部長等の官職　当該官職が属する本省庁の局庁等（当該官職が本省庁の所掌事務の一部を総括整理する官職である場合にあっては、その総括整理する事務を所掌する本省庁の局庁等を含む。）と所管関係にある民間企業

第六条第二項中「官職」の下に「（管区機関の長の官職を除く。）」を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管区機関（国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局であって、法律又は政令で定める管轄区域が一の都府県の区域を超え又は道の区域であるものをいう。以下同じ。）の長の官職を占めていた期間のある職員の交流派遣については、当該管区機関を本省庁の局庁等と、当該官職を本省庁の部長等の官職とそれぞれみなして、前項の規定を準用する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二　第六条の規定にかかわらず、国の機関若しくは当該国の機関に置かれる部局等からこれらと所管関係にある民間企業又は当該民間企業の子会社への交流派遣について、当該所管関係の基礎となる処分等が特許をすべき旨の査定その他の人事院が定める処分等である場合であって、かつ、交流派遣をしようとする日前二年以内において職員が当該所管関係にある民間企業に対する当該処分等に関する事務に従事したことがない場合（当該交流派遣により公務の公正性の確保に支障がないと認められる場合として人事院が定めるときに限る。）には、当該交流派遣を行うことができる。

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該民間企業と所管関係にある本省庁の局庁等に属する本省庁の部長等の官職及び当該本省庁の局庁等の所掌事務の一部を総括整理する本省庁の部長等の官職

第八条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該交流採用職員の占める官職が本省庁の部長等の官職である場合において、当該官職の属する本省庁の局庁等と所管関係にあることとなったとき（当該交流採用職員の占める官職が本省庁の所掌事務の一部を総括整理する官職である場合にあっては、その総括整理する事務を所掌する本省庁の局庁等と所管関係にあることとなったときを含む。）。

第八条第三項中「場合」の下に「（交流採用予定者の占めることとなる官職又は交流採用職員の占める官職が管区機関の長の官職である場合を除く。）」を加え、「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　管区機関と所管関係にある民間企業に雇用されている者を当該管区機関に交流採用をする場合（交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。次項において同じ。）の占めることとなる官職又は交流採用職員の占める官職が当該管区機関の長の官職である場合に限る。）における当該交流採用については、当該管区機関を本省庁の局庁等と、これらの官職を本省庁の部長等の官職とそれぞれみなして、前二項の規定を準用する。

第九条第一項中「本省庁の局等」の下に「（本省庁に置かれる組織のうち官房、局又は部（官房又は局に置かれる部を除く。）その他これらに準ずる組織をいう。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百九十三号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第二項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定める等の件（昭和五十年総理府告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、別表長野県の項の改正規定は同年二月一日から、同表和歌山県の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

平成二十二年八月十六日

総務大臣　原口　一博

別表北海道の項中「松前町　釧路町」を「木古内町　大空町」に改め、同表栃木県の項中「藤岡町」を「栃木市」に改め、同表長野県の項中「小諸市　佐久市」を「佐久市　箕輪町」に改め、同表和歌山県の項中「有田市　紀の川市」を「紀の川市　日高町」に改め、同表備考中「平成二十一年八月十日」を「平成二十二年八月十六日」に改める。

○法務省告示第四百八号

島根県浜田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年九月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、浜田市役所又は松江地方法務局浜田支局に照会すること。

平成二十二年八月十六日

法務大臣　千葉　景子

島根県那賀郡濱田町大字原井二千百八十一番地の一　青木　乙吉

○法務省告示第四百九号

愛知県知多郡阿久比町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年八月十六日

法務大臣　千葉　景子

愛知県知多郡阿久比村大字萩字凸清水二十一番地　佐藤　新藏

○法務省告示第四百十号

福島県福島市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十二年八月十六日

法務大臣　千葉　景子

一　福島県信夫郡大笹生村字南折戸十六番地　油井　祐助

二　同村字上平地内十番地　安西　啓助

三　同村字下平地内三十一番地　吾妻　ケサ

四　同村字上ノ町五十一番地　渡辺　一實

五　同村字上平地内十番地　清野安次郎

六　同村字西荒五番地　紺野　久七

七　同村字安養寺三十八番地　阿部　文藏

八　同村字安養寺三十八番地　阿部　金正

九　同村字原二十番地　松川　末治

十　同村字北臺十七番地　安西善太郎

十一　同村字野寺内五十三番地　羽田　嘉藏

十二　同村字中ノ内二十四番地　渡邉　武

十三　同村字北綱島十八番地　紺野　芳太

十四　同村字上戸内四十六番地　安西與次郎

十五　同村字的場三十四番地　山田　春吉

十六　同村字原小屋三十八番地　後藤　米吉

十七　同村字赤岩七番地　鈴木　好松

十八　同村字神ノ前三十番地　木口　ナツ

十九　同村字原七番地　清野　ワキ

二十　同村字前川子坂十二番地　渡邊　早苗

二十一　同村字横西二十番地の二　髙橋　雪男

二十二　同村字戸ノ内五番地　佐々木兼吉

二十三　同村字中平地内三十二番地　吾妻清四郎